

9 除染対策について

(1) 概 要

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌等の処理を進めるための法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定された。

この特措法に基づき、国が市町村ごとに除染実施計画を策定して除染を行う除染特別地域（7町村及び4市町村の一部）と、市町村等が自ら除染実施計画を策定して除染を行う汚染状況重点調査地域（36市町村）が指定されている。

除染実施計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月末までに全て終了した。

また、改正「福島復興再生特別措置法」（平成29年5月施行）により、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定された富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村において復興再生拠点整備に向けた除染が進められている。

【汚染状況重点調査地域指定状況】 計36市町村

県 北：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県 中：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村
浅川町、古殿町、三春町、小野町

県 南：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村

会 津：会津坂下町、湯川村、会津美里町

相 双：相馬市、南相馬市、広野町、川内村、新地町

いわき：いわき市

【除染特別地域指定状況】 計11市町村

全域指定：檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

一部指定：田村市、南相馬市、川俣町、川内村

(2) 除染実施状況

ア 汚染状況重点調査地域

(平成30年3月31日時点)

	宅地	公共施設	農地	森林(生活圏)	道路
実施数	418,897戸	12,376施設	31,061ha	4,513ha	20,476km
終了時期	H30.1.31	H30.1.31	H30.3.19	H30.3.19	H30.3.19

イ 除染特別地域

(平成29年9月30日時点)

市町村	宅地	農地	森林(生活圏)	道路	終了時期	避難指示解除日
田村市	約150件	約140ha	約280ha	約29ha	H25.6.30	H26.4.1
南相馬市	約4,700件	約1,600ha	約1,600ha	約280ha	H29.3.31	H28.7.12
川俣町	約450件	約610ha	約730ha	約71ha	H27.12.31	H29.3.31
楡葉町	約2,800件	約830ha	約740ha	約170ha	H26.3.31	H27.9.5
富岡町	約6,200件	約750ha	約790ha	約170ha	H29.1.31	H29.4.1
川内村	約170件	約130ha	約210ha	約38ha	H26.3.31	H28.6.14
大熊町	約220件	約170ha	約200ha	約31ha	H26.3.31	-
双葉町	約97件	約100ha	約25ha	約8.4ha	H28.3.31	-
浪江町	約5,900件	約1,400ha	約510ha	約230ha	H29.3.31	H29.3.31
葛尾村	約480件	約570ha	約690ha	約95ha	H27.12.31	H28.6.12
飯舘村	約2,100件	約2,400ha	約2,100ha	約330ha	H28.12.31	H29.3.31
合計	約23,000件	約8,700ha	約7,800ha	約1,500ha		

- 川内村の旧避難指示解除準備区域の避難指示解除日は平成26年10月1日。

(3) 主な取組

ア 事業者等の育成

除染従事者等が作業を適切かつ安全に行うための基礎的な知識と技能を習得することを目的に、除染業務講習会を開催している。

イ 技術的支援

除染業務発注のための共通仕様書や積算基準の作成、仮置場等の適切な維持管理・原状回復のための仮置場等技術指針を策定している。

ウ 住民理解の促進

ホームページ更新や風評払拭のためのPRイベントに出展し、県内外に向けて除染等に関する正確な情報を発信するとともに、環境再生プラザ（設置主体：環境省）活動への協力を行っている。

(4) 今後の取組

- 除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置が安全かつ着実に実施されるよう市町村を支援する。
- 除染等の取組を円滑に実施するため、必要経費について確実に予算を確保するよう国に要望していく。